

サッカーボール等の検定制度ガイドライン(変更点)

項目	旧ガイドライン	新ガイドライン	変更点/備考
1 目的	明記していない	競技の公正及び競技者が安心してプレーすることを目的とする	ガイドラインの目的を明確化
2 ボール種類	明記していない	サッカー、フットサル、ビーチサッカーの3種類のボール	検定対象のボールを明確化
3 定義	・サッカー競技規則に定める規格に合致するもの ・競技で使用する際、著しく変形しないもの	本協会の加盟登録団体が参加する国内競技会において、本ガイドラインに定める検定球を使用しなければならない	検定球の定義として、まず検定球の使用範囲を前提を言及
4 義務	明記していない	上記3種のボールを国内競技会にて使用する際は、そのボールの製造メーカーは、検定を受けなければいけない	検定義務の明確化
5 免除	明記していない	FIFAから承認を受けているボールは、検定を受ける必要がない	検定免除の明確化
6 検査項目	明記していない	・サッカー競技規則に定める規格に合致するものである ・競技で使用する際、著しく変形しないものとする ・サイズ、重量、外周、球形度、空気圧について、規格を具体的に明記	検定項目の明確化
7 検定有効期間	明記していない	有効期間は無期限、但し、契約期間から12ヶ月後までの間に、契約が更新されない場合は、検定が失効する	検定有効期間を明確化
8 基本契約料金	130,000円	150,000円	新しいガイドライン及び検定マークに伴い、基本料金を変更
9 安全性	明記していない	安全性の保証、瑕疵・欠陥がないことの保証、その他一切の保証をしない	安全性の保証について明確化
10 ロゴマーク		JFAの旗章マーク+ Japan Football Association Approved の文言要素を含めて新デザインを検討中	ロゴデザインをリニューアル
11 軽量球	明記していない	サッカーボール5号軽量球について明記	新たに対象とする。